

【傷病手当金の活用!!】

いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。
社会保険労務士の杉本美樹です。

思わぬ病気やケガで仕事を休むことになった場合に生活に困らないようにしておきたいと思っている人は多いと思います。そんなときには健康保険の「**傷病手当金**」も活用できることはご存知でしょうか？個人で加入する保険会社の医療保障保険と合わせて受け取ることができます。ただし、申請しなければ受け取ることはできません。

今回は傷病手当金についてご説明させていただきます。



◆支給される条件

以下の条件をすべて満たしたときに支給されます。

1. 業務外の病気やけがの療養のため休業していること
ただし、業務上・通勤災害によるもの(労災保険の給付対象)や美容整形などは支給対象外です。
2. 仕事につくことができないこと
仕事につくことができない状態の判定は療養担当者の意見等をもとに、仕事の内容を考慮して判断されます。
3. 4日以上仕事を休んでいること
療養のために仕事を休み始めた日から連続した3日間(待期期間)を除いて、4日目から支給対象です。
4. 給与の支払いがないこと
ただし、給与が一部だけ支給されている場合は傷病手当金から給与支給分を減額して支給されます。

◆支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から最長1年6ヶ月です。
例えば復職し受給していない期間があっても、受給開始日から1年6ヶ月を過ぎると受給はできなくなります。
(実際に受給した期間の通算が1年6ヶ月ではありません。)

◆支給される額 *平成28年4月から計算方法が変わります！

平成28年3月31日までの支給金額

1日あたりの金額 【休んだ日の標準報酬月額】÷30日× $\frac{2}{3}$



平成28年4月1日からの支給金額

1日あたりの金額 【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日× $\frac{2}{3}$

◆申請サイクル

傷病手当金の申請は、給与の支払い有無について事業主の証明が必要になりますので、1カ月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めします。

世の中知らないと損することが多いですね！不明点等ございましたら弊社までお問い合わせ下さい。

(労務法務部／社会保険労務士 杉本美樹)